

平成24年度第1回帯広市地域公共交通活性化協議会 兼
平成24年度第1回帯広市地域公共交通会議 次第

日 時：平成24年6月26日（火）午後1時30分～
場 所：帯広市役所 10階第3会議室

- 1 開 会
- 2 議 事

報告事項

- (1) 平成23年度事業報告について
- (2) 平成23年度決算報告について
- (3) 平成23年度監査報告について
- (4) 西地区コミュニティバス運行ルートの見直しについて

協議事項

- (1) 平成24年度事業計画について

- 3 そ の 他
- 4 閉 会

※ 配付資料

- 資料1 出席者名簿
- 資料2 平成23年度事業報告
- 資料3 平成23年度収支決算書
- 資料4 会計監査報告書
- 資料5 西地区コミュニティバス西19緑町内会周辺写真
- 資料6 西地区コミュニティバス運行ルート（路線図）
- 資料7 路線の廃止の手続き
- 資料8 平成24年度事業計画（案）
- 資料9 帯広市地域公共交通活性化協議会規約
- 資料10 帯広市地域公共交通会議設置要綱

帯広市地域公共交通活性化協議会 出席者名簿

所 属	職 名	氏 名	備 考
十勝バス株式会社	旅客事業本部乗合部乗合課長	山 本 康 友	
北海道拓殖バス株式会社	業務部営業課長	小 森 明 仁	
大正交通有限会社	代表取締役	道 見 茂 美	
毎日交通株式会社	代表取締役	千 葉 元 逸	
十勝地区バス協会	十勝バス株式会社総務管理部総務課長	澤 田 清 己	
住民代表	帯広市町内会連合会副会長	齋 藤 雅 俊	
北海道運輸局帯広運輸支局	首席運輸企画専門官	藤 田 雅 博	
北海道十勝総合振興局	地域政策部地域政策課主査	小 林 祐 之	監査
帯広市	商工観光部まちづくり担当調整監	木 川 博 史	会長
事務局（帯広市）	商工観光部商業まちづくり課長 商工観光部商業まちづくり課経営支援係長 商工観光部商業まちづくり課商業振興専門員	金 森 克 仁 佐 藤 智 紀 菅 野 正 樹	

平成23年度事業報告

●地域公共交通活性化・再生総合事業

平成23年

- 4月1日 平成23年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請
- 5月27日 平成23年度第1回協議会開催
・報告事項 平成22年度事業・決算
・協議事項 平成23年度事業契約及び予算（案）、協議会規約改正
- 6月16日 高齢者版環境問題教室開催（高齢者学級1年生 45名）
- 7月13日 実証実験路線沿線世帯へのアンケート調査（対象世帯 5,100世帯）
- 7月21日、24日 実証実験路線（南北線）の車内アンケート調査
- 7月25日 平成23年度第2回協議会開催
・報告事項 路線バス導入実証実験運行の経過
・協議事項 路線バス導入実証実験運行の終了
- 8月31日 実証実験終了
- 10月13日 環境問題教室開催 開西小学校（5年生1クラス 37名）
- 11月1日 環境問題教室開催 稲田小学校（4年生4クラス 130名）
- 11月7日 環境問題教室開催 帯広小学校（5年生1クラス 36名）

平成24年

- 2月19日～ 高齢者向けおびひろバスマップ
- 2月23日 環境問題教室開催 西小学校（3年生2クラス 47名）
- 2月29日 協議会書面会議開催
・協議事項 西地区コミュニティバスの運賃等について

●その他の事業

- 7月8日 帯広市教育委員会わかば会の定例学習会において、運転免許証返納者バス運賃半額のチラシを配布
- 7月20日頃 バスの特集記事を広報おびひろ8月号に掲載、配布。
- 10月18日 緑陽高校生との意見交換会（6回目）

平成23年度 収支決算書

収入の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増△減	備考
補助金	4,276,000	4,275,000	△ 1,000	地域公共交通活性化再生総合事業費補助金 4,275千円
負担金	4,420,000	4,420,000	0	帯広市負担金 4,000千円 バス会社負担金 420千円
繰越金	1,000	208	△ 792	平成22年度からの繰越金
利息	0	148	148	
計	8,697,000	8,695,356	△ 1,644	

支出の部

(単位:円)

項目	予算額	決算額	増△減	備考
需用費 消耗品費	9,000	15,229	6,229	事務用品代
役務費 手数料	3,000	3,988	988	口座振替手数料
委託料	3,266,000	3,190,752	△ 75,248	南北線運行委託 ※ 平成23年4月1日～8月31日までの5か月間
	3,441,000	3,219,855	△ 221,145	西地区縦循環バス路線運行委託 ※ 平成23年4月1日～8月31日までの5か月間
	1,003,000	1,351,612	348,612	高齢者向けバスマップ及び バス利用パンフレット作成
	416,000	415,800	△ 200	ライフステージに応じた情報提供
	429,000	428,400	△ 600	公共交通をテーマとした教育プログラムの 作成・配布
	130,000	69,720	△ 60,280	バス停留所撤去費用
計	8,697,000	8,695,356	△ 1,644	

収入額 8,695,356 円 - 支出額 8,695,356 円 = 繰越額 0円

会計監査報告書

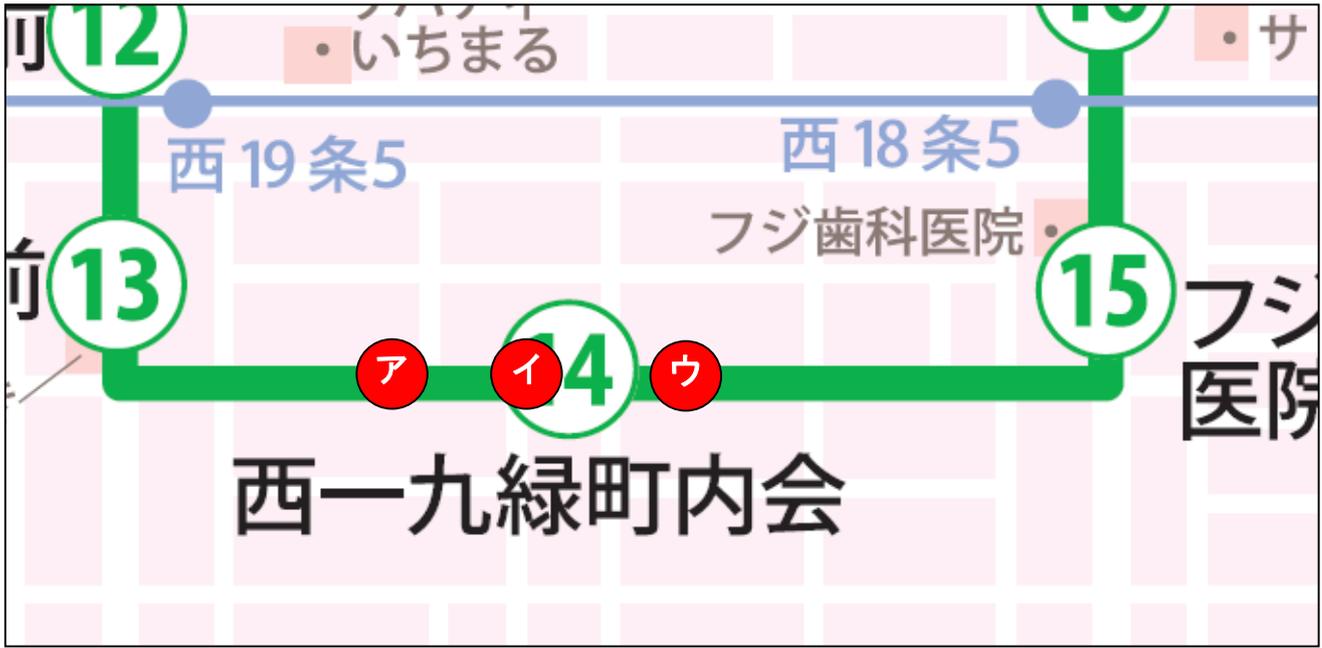
平成23年度帯広市地域公共交通活性化協議会の会計について、
関係帳簿及び収入・支出証書の監査を行った結果、その処理
がいずれも適正であることを認めます。

平成24年6月20日

監査委員 北海道十勝総合振興局 地域政策部 地域政策課

主査（地域政策） 林下 千栄 

西地区コミュニティバス 西一九緑町内会周辺



ア



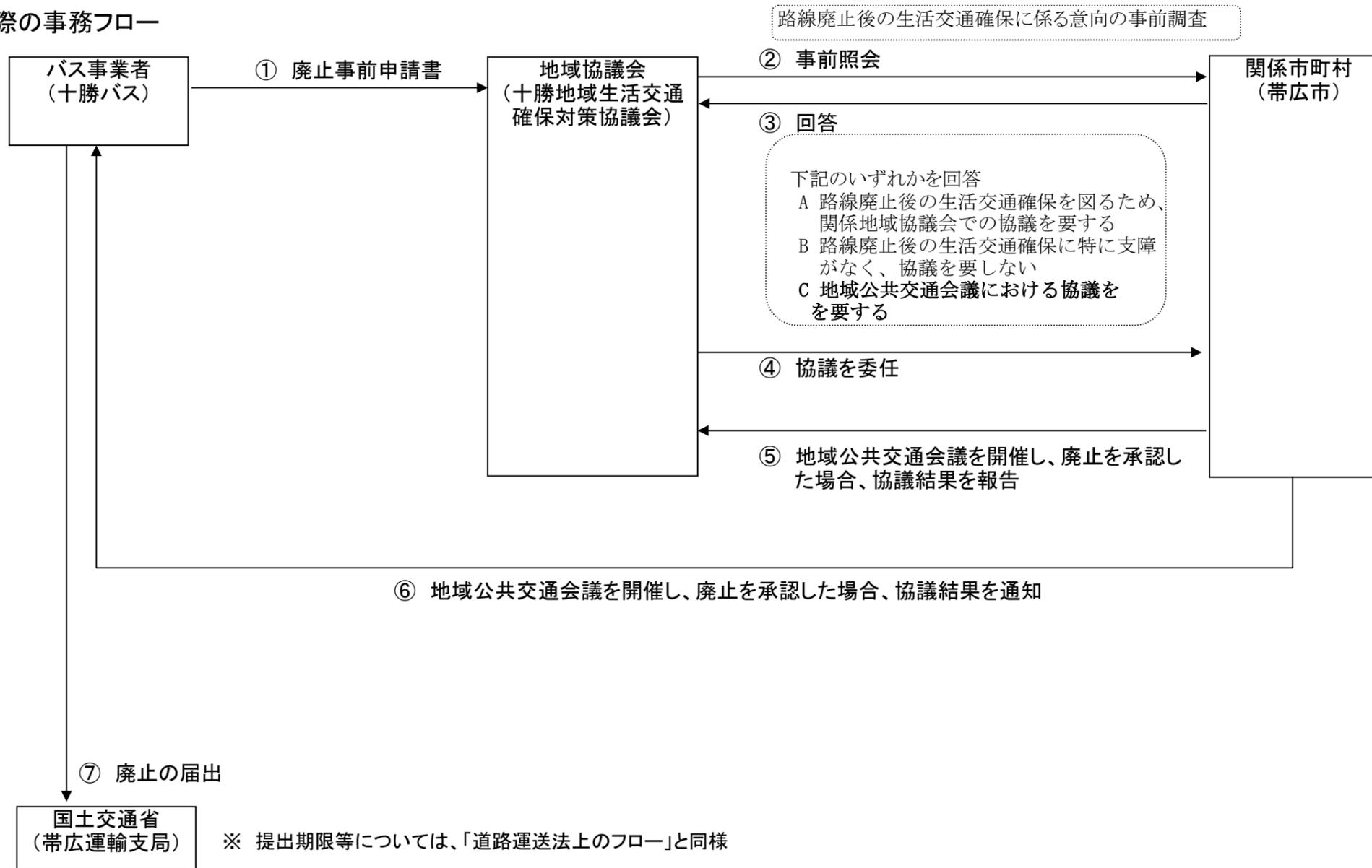
イ



ウ



● 実際の事務フロー



平成 24 年度事業計画（案）

1 - 1

● 公共交通をテーマとした出前講座の実施

帯広市では、高齢者の方々が社会活動への参加を通して、健康で楽しい生活を送るために、高齢者学級の運営を行っている。この参加者は、高齢者の中でも比較的活動的な人々であり、自動車の利用率も高い。つまり、バス利用促進策を展開することにより、過度な自動車依存からの脱却を促す必要性が大きいと言える。

また、将来ドライバーになりえる小学生に対しても、過度に自動車に依存しないよう今から適切な情報を提供する必要性が大きいと言える。

そこで、出前講座等を実施し地球温暖化や日常生活でのCO₂の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル、バスの利用方法の説明や、自動車運転のリスク、過度な自動車依存による健康への障害などについての情報提供に加え、行動プラン法を用いたアンケート等を実施することで、過度な自動車依存から公共交通を利用する習慣への転換を促す。

事業の概要
連携計画に基づき、交通と安全や、交通と健康などの情報を整理し、プログラムを作成、実施する。
事業の目的
<ul style="list-style-type: none"> ・帯広市主催の高齢者学級、小学生を対象とした「環境問題教室」において、地球温暖化やCO₂の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル等の情報提供を行う。 ・高齢者についてはさらに自動車の危険性や健康増進に関する情報や公共交通利用のメリット等の情報を纏め情報提供を行う。また、行動プラン法を用いたアンケート等を実施することで、自動車利用の抑制及び公共交通への転換を促す。また高齢者にはワインコイン乗車券、小学生にはバスお試し無料乗車券を作成、配布し、バス利用の利用促進を図る。 ・継続的かつ効果的実施が可能となるように、プログラム（情報の選定・情報の提供方法等）の精緻化を図る。
事業の目標
自動車に関する認識の変容、公共交通への理解・認知度向上による、自動車から公共交通への転換

■高齢者

・プログラムの作成概要

【時 期】:平成24年5月

- 【内 容】:1. 地球温暖化やCO₂の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル等の情報提供、自動車による事故や健康への影響等に関する情報、公共交通利用のメリット等の情報提供
 (実施主体 帯広市、帯広運輸支局、株式会社エコ ERC)
2. ワンコイン乗車券、情報提供用チラシの作成
 (実施主体 協議会によって選定された委託事業者)

・プログラムの実施概要

【時 期】 :平成24年6月6日

【方 法】 :高齢者学級での実施

【実施主体】:帯広市、帯広運輸支局、エコERC、バス事業者

■小学生

・プログラムの作成概要

【時 期】 :平成24年5月

【内 容】 :1. 地球温暖化やCO₂の削減の仕方、てんぷら油のリサイクル等の情報提供
(実施主体 帯広市、帯広運輸支局、株式会社エコERC)
2. バス無料お試し券の作成、配布
(実施主体 協議会によって選定された委託事業者)

・プログラムの実施概要

【時 期】 :平成24年7月～(予定)

【方 法】 :各小学校にPRし、環境問題教室を開催

【実施主体】:帯広市、帯広運輸支局、エコERC、バス事業者

7/20 イオンチアーズクラブ、10/2 開西小学校、11/6 帯広小学校、11/8 花園小学校、
7/26 帯広市内小中学校教職員を対象とした夏季教員研修講座

帯広市地域公共交通活性化協議会規約

制定 平成20年2月25日

(目的)

第1条 帯広市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号。以下「法」という。）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通総合連携計画（以下「連携計画」という。）の作成に関する協議及び連携計画の実施に係る連絡調整を行うため設置する。

(協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 連携計画の作成及び変更に関すること。
- (2) 連携計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) その他協議会が必要と認められること。

(協議会の構成員)

第3条 協議会は、下表の中欄に掲げる法の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

	法の規定区分	関係機関名等
1	第6条第2項第1号	市長又はその指名する帯広市職員
2	第6条第2項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会
3	第6条第2項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表 北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者 北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交運労協 北海道十勝総合振興局長又はその指名する者 その他協議会が必要と認める者

(協議会の運営)

第4条 協議会に会長をおき、地方公共団体の長又は職員の中からこれを充てる。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。
- 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。
- 4 協議会は原則として公開とする。

(事務局)

第5条 協議会の事務を処理するため、帯広市商工観光部商業まちづくり課に事務局を置く。

2 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(会議)

第6条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議決方法は、会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

5 会議は原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる場合については、非公開で行うものとする。

6 協議会は、必要があると認めるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前6項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(分科会)

第7条 第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて協議会に分科会を置くことができる。

2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(協議結果の取扱い)

第8条 協議会において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(監査)

第9条 会長は協議会の会計を監査する監査委員を委員の中から指名する。

2 監査委員は、会計監査の結果を協議会において報告する。

(財務)

第10条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(協議会の解散等)

第11条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は解散をもって打ち切り、会長が清算する。

(その他)

第12条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、会長が協議会に諮り定める。

附 則

この規約は、平成20年2月25日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年5月27日から施行する。

帯広市地域公共交通会議設置要綱

制定 平成19年1月29日

(目的)

第1条 帯広市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）は、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため設置する。

(主宰及び招集)

第2条 交通会議は、帯広市長（以下「市長」という。）が主宰する。

2 交通会議は、市内の公共交通に関して協議を行う必要が生じた場合に、市長がこれを招集する。

(協議事項)

第3条 交通会議は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客輸送の態様及び運賃・料金等に関する事項
- (2) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

(交通会議の構成員)

第4条 交通会議は、下表の中欄に掲げる省令の規定区分に応じ、同表の右欄に定める者により構成するものとする。

	道路運送法施行規則	関係機関名等
1	第9条の3第1項第1号	市長又はその指名する帯広市職員
2	第9条の3第1項第2号	毎日交通株式会社 十勝バス株式会社 北海道拓殖バス株式会社 大正交通有限会社 十勝地区ハイヤー協会 十勝地区バス協会
3	第9条の3第1項第3号	会議の議題となる市内公共交通区域の住民代表
4	第9条の3第1項第4号	北海道運輸局帯広運輸支局長又はその指名する者
5	第9条の3第1項第3号	北海道地方交通運輸産業労働組合協議会 十勝地区交運労協
6	第9条の3第2項第2号	北海道十勝総合振興局長又はその指名する者

2 市長は、必要があると認めるときは、前項の表に定めるもののほか、交通会議に、次の表の中欄に掲げる省令の規定の区分に応じ、同表の右欄に定める者を構成員として加えるものとする。

	道路運送法施行規則	関係機関名等
1	第9条の3第2項第1号イ	道路管理者 北海道開発局帯広開発建設部 北海道帯広土木現業所 帯広市
2	第9条の3第2項第1号ロ	北海道警察釧路方面本部帯広警察署
3	第9条の3第2項第2号	学識経験を有する者その他の交通会議の運営上 市長が特に必要と認める者

(会長)

- 第5条 交通会議に会長をおき、市長又はその指名する帯広市職員の中からこれを充てる。
- 2 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
 - 3 会長に事故がある場合には、あらかじめ会長が指名する者がその職務を代理する。

(会議)

- 第6条 交通会議の会議は、会長が議長となる。
- 2 交通会議は委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
 - 3 委員は、都合により交通会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができるものとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席を以って当該委員の出席とみなす。
 - 4 交通会議の議決方法は、交通会議出席委員の過半数を以って決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
 - 5 交通会議は原則として、公開とする。ただし、交通会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に支障があると認められる場合については、非公開で行なうものとする。
 - 6 交通会議は、必要があると認められるときは、会員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。
 - 7 前6項に定めるもののほか、交通会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

(協議結果の取扱い)

- 第7条 交通会議において協議が調った事項について、関係者はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(庶務)

- 第8条 交通会議の庶務は、帯広市商工観光部商業まちづくり課において処理する。

(その他)

- 第9条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

附 則

- この附則は、平成24年2月10日から施行する。